

別紙3 事業者等が付保する保険等（第23条、第38条、第53条関係）

事業者は、本施設の建設、開業準備期間中、維持管理及び運営業務の期間中、以下に記載する保険に加入する、又は建設工事の請負人、維持管理及び運営業務の受託者に加入させなければならない。

期間	保険種目	主な担保リスク	保険契約者	被保険者
建設期間	工事契約履行保証保険（※）	工事受託者の契約不履行に基づく 契約解除違約金	事業者又は請負人	市又は事業者
	請負業者賠償責任保険	工事遂行に起因して発生した 第三者賠償責任損害及び訴訟費用等 交差責任担保、管理財物担保	事業者又は請負人	市、事業者、請負人、下請負人
	建設工事保険（火災等）	工事目的物の損害を担保（戦争・テロ・放射能リスクは除く）	請負人	市、事業者、請負人、下請負人
開業準備期間、維持管理、運営期間	維持管理及び運営業務契約履行保証保険	維持管理及び運営業務受託者の契約不履行に基づく契約解除違約金	事業者又は維持管理及び運営業務の受託者	市又は事業者
	維持管理及び運営業務業者賠償責任保険	施設の維持管理及び運営業務の遂行に起因して発生した第三者賠償責任 損害及び訴訟費用等 管理財物に対する賠償も担保	事業者又は維持管理及び運営業務の受託者	事業者、維持管理及び運営業務の受託者（その再委託先も含む）

（保険名称は一般的な名称であり、保険会社によって異なる名称となることもある。）

※ 第11条第1項（1）号～（3）号により対応した場合は不要